

内容の周知、変更の弾力運用を

日本建築士事務所協会連合会の三栖邦博会長らは3月30日、国土交通省の水流潤太郎住宅局建築指導課長に、改正建築基準法省令案に対する意見書を提出した。確認申請の手続き期間が延びることなどの改正内容を国民、発注者、建築士に広く周知することのほか、建築士のニーズに対応するための設計変更の弾力的な運用を求めた。

改正建基法で日事連が要望

国民などへの周知は、日本建築防災協会が講習会を予定しているが、対象受講者数が少なく、他の建築団体に講習の実施を要望。国による広報なども必要との認識を伝えた。設計変更の弾力的な運用では、内容によってはピアチェックの判定をしないことなどを求めている。さらに建築確認申請書の補正を認める軽微なものも要望した。